

## 北海道地域商業の活性化に関する条例に係る事務取扱要綱

平成24年9月26日 中企第1000号  
一部改正  
平成30年3月28日  
令和7年3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道地域商業の活性化に関する条例（平成24年北海道条例第12号。以下「条例」という。）に基づく届出等に係る事項について、北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則（平成24年北海道規則第73号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、条例の円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ条例及び規則で定めるところによる。

(出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催)

第3条 規則第10条第5項第3号に規定する知事が適当と認める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 関係市町村の住民への通知
- (2) 関係市町村の広報誌又はホームページ若しくは掲示板への掲載による方法
- (3) その他知事が適当と認める方法

(新設等の届出に係る知事意見への対応等)

第4条 新設届出者等の条例第22条第3項（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別紙第1号様式により行うものとする。

(勧告に係る対応等)

第5条 新設届出者等の条例第23条第3項の規定による報告は、別紙第2号様式により行うものとする。

(公表)

第6条 道の条例第23条第5項の規定による勧告に従わない旨の公表、条例第24条第4項の規定による工事中止勧告に従わない旨の公表及び条例第34条第6項の規定による撤退に関する勧告に従わない旨の公表は、道のホームページへの掲載その他道民に広く周知できる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 新設届出者等の条例第23条第6項（条例第24条第4項及び条例第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の提出は、別紙第3号様式により行うものとする。

(変更後の地域貢献活動計画の公表)

第8条 計画提出者は、条例第30条第1項の規定により変更後の地域貢献活動計画書を提出したときは、当該地域貢献活動計画を当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

(地域貢献活動計画の見直し)

第9条 計画提出者は、地域貢献活動計画を北海道地域貢献活動指針や地域貢献活動実施状況説明会等における地域意見を踏まえ、概ね3年を目途に見直すよう努めるものとする。

(地域貢献活動実施状況説明会及び特定小売事業施設撤退時説明会の開催)

第10条 計画提出者又は撤退事業者は、条例第32条第4項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第4項の規定による説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、次の各号に掲げる事項を当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに知事及び当該説明会の開催を求める市町村の長に通知するよう努めるとともに、公表するよう努めるものとする。

- (1) 特定小売事業施設の名称
- (2) 特定小売事業施設の所在地
- (3) 計画提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 地域貢献活動実施状況説明会又は特定小売事業施設撤退時説明会の開催を予定する日時及び場所

2 前項の規定による通知は、別紙第4号様式により行うよう努めるものとする。

3 第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うよう努めるものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に広告を折り込む方法
- (3) 関係市町村の住民への通知
- (4) 関係市町村の広報誌又はホームページ若しくは掲示板への掲載による方法
- (5) その他知事が適当と認める方法

(特定小売事業施設の廃止)

第11条 特定小売事業施設を設置している者は、当該特定小売事業施設の店舗面積に減少があった場合で、減少後の店舗面積の合計が規則第3条に規定する面積以下になったときは、遅滞なく、別紙第5号様式により知事にその旨届け出るよう努めるものとする。

2 知事は、第1項の規定による特定小売事業施設廃止届出書の提出があったときは、これを関係市町村の長に通知することができるものとする。

(経過措置)

第12条 条例附則第2項に規定する知事が定めるものは、「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」（平成18年7月21日付け商経第1346号）第4章(1)の①に基づく出店計画書の届出をいう。

(補則)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。